

令和7年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和7年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和8年3月27日(金)10時00分開会・11時45分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	加我 宏之
出席者	〔 委 員 〕 加我 宏之、高砂 正弘、武田 裕之 <以上学識経験者> 黒川 宗範、綿谷 賢治、亀元 靖彦 <以上関係団体> 村上 貴信、上野 正美 <以上市民> (以上、計8人)
欠席者	〔 委 員 〕 藤本 英子、山口 敬太
事務局	足立副市長、岡田都市整備部長、新開都市政策課長、大下審査指導課長、杉浦都市政策課参事、佐野都市政策課都市戦略チーム係長、藤本都市政策課景観係長、都市政策課景観係員(橋本、山中)
議題(案件)	(1) 茨木市景観審議会会長の選出 (2) これまでの経過と取組状況の報告 ①景観形成の取組 ②屋外広告物の取組 ③ストリートデザインガイドラインの実現に向けた取組
傍聴者	0人

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○藤本係長	ただ今から令和7年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、足立副市長からあいさつを申し上げる。
○足立副市長	(あいさつ)
○藤本係長	本日の出席状況であるが、景観審議会委員の総数10人のところ、出席者は8人となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、景観審議会委員の藤本委員、山口委員から欠席の連絡をいただいている。また、本日、傍聴者はいない。 本日は委員改選後、1回目の審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (委員を順次紹介)
○藤本係長	それでは、最初に本審議会の会長の選出をお願いする。説明資料1の「茨木市景観審議会の会長選出について」をご確認いただきたい。 本審議会の会長は茨木市景観条例施行規則第19条第2項の規定により、「委員の互選により定める」こととなっているが、委員改選後、初めての審議会ということもあり、推薦は難しいと思われるので、事務局よりご提案申し上げてよろしいか。 (全員異議なし) ご異議ないようなので、本審議会での経験年数の長い加我委員を提案させていただきます。加我委員に会長にご就任いただくことに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全委員が賛成であることから、加我委員に会長をお願いします。加我委員、会長席への移動をお願いします。
○加我会長	ただいま皆様のご推挙により、茨木市景観審議会の会長を務めることとなった。重責ではあるが、努めてまいろうと思う。 景観は、都市計画の中に建築物があり、その間をつなぐように緑があり、それらが一体となって形成されるものと考えている。 既存の景観を守るだけでなく、新たに形成していくことも重要であり、中心市街地から北部地域まで様々なプロジェクトが進む中で、市民に親し

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我会長	<p>まれる景観をつくっていく必要がある。</p> <p>審議会は形式的になりがちな面もあるが、意見交換を重視し、活発な議論をお願いしたいと思う。</p> <p>茨木市景観条例施行規則第 19 条第 4 項の規定では、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」こととなっている。</p> <p>会長代理については、本日は残念ながら欠席されているが、長く茨木市の景観行政に携わっておられる藤本委員をお願いしたいと思う。</p> <p>(全員異議なし)</p>
○加我会長	<p>それでは、本日の予定案件に移らせていただく。予定案件は「これまでの経過と取組状況の報告」としており、その中で、景観形成の取組、屋外広告物の取組、ストリートデザインガイドラインの実現に向けた取組、と項目出ししている。この、予定案件の概要について、事務局からの説明を求める。</p>
○新開課長	<p>(説明資料 2 の 1 ～ 4 ページにより、説明)</p>
○加我会長	<p>本審議会では、今後の取組に反映いただくことを目的に、説明・報告を受けたうえで、議論を行っていききたい。なお、議論の円滑化のため、取組ごとに区切って議論を行いたい。</p>
○加我会長	<p>1 景観形成の取組</p> <p>景観形成の取組について、事務局から説明を求める。</p>
○山中	<p>(説明資料 2 の 6 ～ 20 ページにより、説明)</p>
○加我会長	<p>事務局からの説明は以上である。本取組について意見、質問をいただく。</p>
○黒川委員	<p>【質疑・意見】</p> <p>私は建築設計の実務をしているという立場と、茨木市民という立場の両方から、少しコメントさせていただく。まず、資料 20 ページの課題について、事前協議がどうしても設計の後半になっているという点が大きな課題だと思う。建築指導など他部署への事前協議は必ず行われると思うので、そのタイミングで景観についても重要であるということをしっかり連携して伝えていくことが必要ではないかと考える。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○黒川委員	<p>また、景観誘導にあたっては、事業者にとってのメリットが見えにくいという点もあると思う。景観が良くなることで土地・建物の価値が上がるということ、もう少し丁寧に伝えていく必要があるのではないかと感じた。</p> <p>次に、駐車場設置台数の見直しについて、これは非常に良い取組だと思う。ただし、本当に駐車場が不要かどうかについては、丁寧に実態を見ながら判断していく必要があると思う。道路に面して駐車場が配置されるのではなく、店舗などにぎわいにつながる使い方を促していければ良いのではないと思う。</p> <p>最後に、景観絵画コンクールについて、事例を見ると「行ってみたい」と思えるものも多いと思うので、その場所や魅力などの情報も合わせて発信していくと、より効果的ではないかと感じた。</p>
○新開課長	<p>ご指摘いただいた点は、まさに私たちも課題として認識しているところである。</p> <p>まず、いかに早く情報を把握して事業者と協議を進めていくかという点については、関係部局と連携しながら、できるだけ早い段階で情報をキャッチし、協議につなげていく体制を整えていきたいと考えている。</p> <p>駐車場については、設置しない場合、1階部分に店舗を設けるなど、より魅力的な使い方につながる可能性があると考えている。一方で、路上駐車増加などの懸念もあり、中心市街地の実態も踏まえながら今回の見直しを行っている。今後も影響を見ながら、必要に応じて対応していきたいと考える。</p> <p>絵画コンクールについては、作品の場所をマッピングしてお示しするなど、共感の取組を進めていければと思っている。</p>
○上野委員	<p>初めての委員会ということもあり、確認させていただきたいが、東西通りや中央通りについてはにぎわい景観形成地区に加えてストリートデザインガイドラインもかかっているということで、これは上乘せ基準という理解でよろしいか。</p>
○藤本係長	<p>ガイドラインの配慮事項は上乘せの扱いとなっている。また、一部の内容については景観計画に反映しており、制度として位置付けている。</p>
○上野委員	<p>その上で、駐車場の配置について、ガイドラインでは裏側に配置するという考え方があったと思うが、実際には中央通りの裏側が商店街であったり、東西通りでも裏側の条件が厳しかったりして、実現が難しいケースもあるのではないかと感じた。実現性も踏まえた運用が必要ではないかと思</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	う。また、駐車場を減らしていくのであれば、集約化していくことも重要だと思う。フリンジパーキングのような考え方も有効ではないかと感じた。
○加我会長	モビリティも今後変化していく中で、歩くことを中心としたまちづくりや新しい移動手段も出てくると思う。そうした中で、駐車場のあり方も含めて検討していく必要があると考える。
○高砂委員	やはり早期に計画を把握するという点については、実際にはなかなか難しいのではないかと感じる。そのためには、いわゆるインセンティブのようなものが必要ではないかと思う。例えば容積率の緩和や税制面でのメリットなど、協議に応じることで得られる利点があると、事業者の理解も得やすくなるのではないかと思う。
○新開課長	インセンティブについては市内でも議論しているところであるが、制度的に難しい面もある。その中で、まずは駐車場の緩和から取り組んでいる状況である。今後も、どのようなインセンティブが考えられるかについては引き続き議論していきたい。
○亀元委員	大阪府でも同様の課題があり、早い段階での計画把握が難しいというのは共通の悩みである。届出も建築確認の直前になることが多く、その段階ではなかなか対応が難しいという状況である。その中で、アドバイザー会議に府営住宅が含まれていた点について、その位置付けを知りたい。
○藤本係長	今回の府営住宅の案件は高度地区の特例許可に係るものであり、その中で景観への配慮を図るためにアドバイザー会議を実施したものである。
○亀元委員	大阪府でも、民間事業の計画を早めに把握することに課題があるが、公共施設については比較的早い段階から関与できるため、計画段階からアドバイスをもらいながら協議を進め景観配慮を行うようにしている。公共施設は、地域のシンボリックな建物になることも多いので、府の施設も協議させていただけたらと思う。 また、景観を全国的にも注目される施設になっていくと、発注段階から、アドバイザーの方の意見ももらいながら仕様書を作るという話も聞いたことがあるので、茨木市でも検討いただければと思う。 啓発の取組としては、大阪府は「ビュースポットおおさか」という事業を行っており、府内の景観の良い場所を選定して発信している。茨木市内

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	でもいくつか選ばれており、今後は市と連携しながら発信していければと考えている。ガイドブックの提供や写真展、小学校への出前講座なども検討しているため、連携できればと思う。
○加我会長	景観アドバイザー会議は案件ごとに1回の開催という理解でよろしいか。
○藤本係長	基本的には案件ごとに1回の開催としている。ただし、複数案件がある場合は1回の会議で複数案件を扱うこともある。
○加我会長	他市では1つの案件で複数回実施する例もあるので、タイミングや回数についても検討の余地があると思う。制度も一定期間運用されてきているので、次のステップとして見直しを図ることも必要ではないかと思う。
○岡田部長	インセンティブは難しいところではあるが、引き続き検討していく。高度地区の特例許可案件は、周辺への影響が大きいことから、力を入れて景観の協議を行っており、景観アドバイザー会議の後、建築審査会で議論させていただいて、許可を出すというような取組としている。また、取組の早期把握については、建築確認の事前協議の段階でも計画が固まっている案件もたくさんあるため、一定の面積以上とはなるが、国土利用計画法の届出により土地利用の動きを把握することも、今後進めていきたいと考えている。
	2 屋外広告物の取組
○加我会長	次に、屋外広告物の取組について、事務局から説明を求める。
○橋本	(説明資料2の21～27ページにより、説明)
○加我会長	事務局からの説明は以上である。本取組について意見、質問をいただく。
	【質疑・意見】
○綿谷委員	屋外広告美術協同組合の立場から意見を述べる。 街歩きの際にも意見交換をさせていただいているが、やはりモデルとなる看板をガイドラインに掲載したり、分かりやすく示すことが重要である と考える。 また、近年は安全面の課題も大きくなっている。特に不燃材料の考え方については地域によってばらつきがあるが、住みやすいまちとして人の流入も多い茨木市においては、屋外広告物の安全基準の一つとして不燃材料

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	等の使用についても取り入れていただきたい。
○新開課長	ご意見のとおり、良好な事例をどのように周知し理解を促していくかが重要であると認識している。除却・改修事例をホームページで公開していくなど、今後さらに周知啓発に努めていく。 また、不燃材料については審査部局と検討を進めているところであるが、府内各市町村との整合も踏まえながら対応を検討していく。
○加我会長	屋外広告物の適正化に向けたパトロールは重要であるが、あわせて良好な事例の発見・紹介も行うことで、事業者の意欲向上につながると考える。
○黒川委員	パトロールによる除却の進展は成果として評価できる。今後も継続して取り組んでいただきたい。また、良い広告物について市民と共感できる仕組みづくりが必要と考える。例えば、市民から良い看板を募集するなどの取組も有効ではないかと考える。
○武田委員	除却補助金について、一般的な費用感を教えてほしい。
○橋本	広告物の規模によって異なるが、ポール看板等の地上広告物であれば約200万円程度の事例が多い。屋上広告物や壁面広告の場合は足場設置等が必要となるため、600万円から1000万円程度かかるケースもある。
○加我会長	実際に要する費用と補助額との乖離が大きいため、積極的に除却・改修を進めていくのであれば、必要に応じて補助制度の見直しも検討されたい。
○上野委員	子どもたちの学習と連携し、景観パトロールを実施することも有効ではないか。小学校で実施されているまち歩きを、防災に加えて景観の視点でも行うことで、子どもの視点による評価や気づきが得られると考える。 また、子どもたちの目から良い広告物を発見する取組は、将来的に地域の景観資産の形成にもつながると考える。 さらに、除却費用が高額であることから、単に除却するだけでなく、ルーバー等による改修手法の事例提示も必要であると考えます。
○高砂委員	大型広告物は工作物に該当する場合があります、建築確認の対象となるのではないかと考える。その段階で一定の規制が可能ではないかと考える。
○大下課長	高さ4メートルを超える広告物は工作物として建築確認の対象となる。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我会長	<p>ただし、屋上設置の場合などは設置位置によって対象外となる場合もある。また、屋外広告物の許可制度と連携しており、許可を得なければ確認申請ができない仕組みとしている。そのため、一定の規制は可能となっている。</p> <p>新設時の規制と既存不適格の解消の両面から対応する必要がある。既存の広告物については、更新や事業者変更のタイミングを捉えて改善を促すことが重要である。</p> <p>また、事例の積み重ねにより事業者の行動変容が生まれることも期待できる。他市では、景観配慮を契機に企業の全国展開においてもデザイン変更が行われた事例や、市民の声を契機に広告物が改善された事例もある。</p> <p>さらに、ガイドラインでは屋外広告物だけでなく、窓内広告物も対象としている。近年はガラス越しに見える広告も景観に大きく影響するため、パトロール時にはこれらも含めて確認することが重要である。屋外から見えるすべての要素を対象として、安全と景観の両面から質の向上を図っていく必要があると考える。</p>
○加我会長	<p>3 ストリートデザインガイドラインの実現に向けた取組</p> <p>次にストリートガイドラインの実現に向けた取組について、事務局から説明を求める。</p>
○佐野係長	<p>(説明資料2の28～43ページにより、説明)</p> <p>事務局からの説明は以上である。本取組について意見、質問をいただく。</p>
○村上委員	<p>【質疑・意見】</p> <p>私は社会実験において、ストリートファニチャーづくりなど企画から携わらせていただいた。前回・前々回と2回の社会実験は、歩道が広がったことでイベントができる空間となり、イベントに関しては非常に盛り上がったなと感じた。社会実験としてもよかったと思う。</p> <p>その一方で、自転車というところに焦点を当てると、ただ通り過ぎるだけの道になってしまっているの、来年度同様の社会実験をされる場合は、自転車に焦点を当てた企画やイベントがあってもいいのではないかと感じた。</p> <p>もう1点、今回の社会実験では商店会の方でナイトバルを企画されていたが、今後、道路が広がって歩きやすい空間になった際、商店会だけでイベントを継続していくのは負担が大きくなると思う。</p> <p>そのため、道路空間を活用する組織づくりのようなものも、今後必要に</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	なるのではないかと感じた。
○杉浦参事	<p>村上委員には社会実験で大変お世話になり、感謝申し上げます。</p> <p>まず、自転車について、今回の社会実験でも職員が実際にその空間を走ってみることや、設置したストリートファニチャーが自転車置き場と兼用できるなど、試行的に取り組んでいる。自転車は非常に重要な視点だと認識しているので、今後は利用者や市民の方にも共感いただけるような実験にしていきたい。</p> <p>次に、商店会との関わりと組織化について、ご指摘の通りで、商店会の会員の高齢化などにより継続的な運営は難しい面がある。</p> <p>今後、側道整備が進んだ際には、活用を促進する組織づくりは重要な課題と認識している。社会実験を通じて、沿道以外でのより多くの方に関わっていただける仕組みを検討していきたい。</p>
○加我会長	<p>商店会だけでなく、市民や利用者も「ホスト」になれる、そういう形が望ましいと思う。それが茨木市の目指す共創の姿だと思う。</p> <p>海外ではハイラインなどの事例、日本でも友の会的な活動があるが、そうした形でこの空間を楽しむ仕組みも考えられる。</p> <p>そのためにも社会実験を繰り返していくことを期待する。</p>
○黒川委員	<p>ストリートデザインガイドライン策定時にも意見させていただいたが、今回の取組で自転車をより重視している点は非常に良いと思う。</p> <p>茨木市は自転車のまちという印象があるので、引き続きその視点を大切にしていきたいと思う。</p> <p>また、中央通りなどを魅力的にして歩きたくなる通りにするためには、やはり幅員が課題になると思う。ガイドラインで1メートルのセットバックを推進する話があったが、現状の事例などはあるか。</p>
○杉浦参事	<p>にぎわいと自転車の両立は重要な課題と認識している。セットバックについては、にぎわい景観形成地区において1メートルのセットバックをお願いしている。個別条件により難しい場合もあるが、開けた空間の設置が難しい場合でも、植栽などで空間を補っていただく形で取り組みを進めている。</p>
○黒川委員	<p>やはり幅員の問題が大きなネックになると思うので、インセンティブを活用しつつ、もう少し強い誘導も必要ではないかと思う。</p>
○杉浦参事	<p>インセンティブについては、容積率緩和など様々な手法が考えられる</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○岡田部長	<p>が、敷地規模や用途が多様であるため、制度設計は慎重に検討する必要がある。他市事例も参考にしながら検討していきたい。</p> <p>茨木市は人口 30 万人弱の都市だが、自転車の利用率は全国的にも高いまちである。危険だから制限するのではなく、歩行者と共存できる空間づくりが重要だと考える。元茨木川緑地でも、自転車と歩行者が混在し危険な場面が見られるが、再整備では空間分離を進めている。現在は動線も整理され、快適に利用できるようになってきている。南北とこの東西の取組とあわせて、まちの風景を変えていきたいと考える。</p>
○高砂委員	<p>自転車と歩行者はレーン分離が望ましいと思う。また、中央通りの飲食店について、外で飲食できるような仕組みがあれば人の流れも変わるのではないかと感じた。</p>
○武田委員	<p>自転車について、社会実験の対面型の自転車レーンは、出入口で逆走が発生する恐れがあるため、デザイン面での工夫が必要だと考える。</p> <p>また、阪大や万博公園周辺の外周道路では、自転車レーンが整備されていても、実際には歩行者と混在している。特にランナーは、歩道の凹凸を避けて自転車レーン側を走るケースも見られる。</p> <p>このように、自転車・歩行者・ランナーなど多様な利用がある中で、ルールやマナーの啓発も含めて対応していくことが重要だと思う。</p> <p>次に、ナイトバルについては、イベント型か日常型かで運用が大きく変わると考える。イベント型であれば一時的なにぎわいが生まれると思うが、日常化すると落ち着いた雰囲気の利用になる可能性がある。</p> <p>例えば期間を区切って 1 週間続けて利活用のイベントを実施してみるなど、戦略的な試行が必要ではないかと思う。</p>
○杉浦参事	<p>自転車の出入口や通行空間の件については、まさに我々としても課題認識を持っている。今回、本線部については交通量が多く、検証が難しいため、交通量が比較的少なく、さまざまな試行が可能な側道部において、モデル事業として取組を進めている。この意図としては、中央通りは、大阪府が管理する道路で、茨木警察が交通規制を担い、市はまちづくりの観点から関わっており、関係者が連携しながら、この空間をどうあるべきかを議論する場や仕組みが重要だと捉えている。こうした検証を通じて、将来的には本線部への展開につなげていくことができると考えている。また、デザイン面についても、景観の観点も踏まえしっかり取り組んでいきたい。</p> <p>次にナイトバルについて、今回はイベントとして実施したもので、将来</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○新開課長	<p>は日常的な活用につなげていくことを目指している。例えば、店舗の軒先空間の活用についても検討したが、個人商店が多いこともあり、運営面での負担が大きいとの声もいただいている。</p> <p>今後、ナイトバルのような取組の認知度が高まることで、商店側から主体的に実施したいという動きが出てくる可能性もあると考えている。また、本線整備が進むことで、日常的に滞留・休憩できる空間の形成も期待される。</p> <p>現時点では最適な形を見定めている最中であるが、商店会の方々と協議を重ねながら、持続可能な運用形態を検討していきたい。</p> <p>自転車の件で少し補足させていただきたい。</p> <p>先ほど杉浦参事から話があったとおり、今回についてはモデル空間として側道部を活用し、さまざまな景色を見せていくという意味合いで、関係者と協議を進めているところである。また、メインストリートとして中央通りと東西通りで性質が異なることから、ストリートデザインガイドラインではそれぞれ位置付けを行っている。どちらかというところでは東西通りは幅員が広く、自転車が走りやすい空間が整うであろうという想定もある中で、今後は自転車ネットワークをどのように構築していくかが課題であると考えている。</p> <p>例えば、「おにクル」北側のCDエリアで公園整備が予定されているが、市役所と「おにクル」の間の通りについてもウォークアブルな空間の検討を進めているところである。その中で、京都の四条通のように部分的に押し歩ける空間を設けるなど、場所ごとに使い分けを行うことも含め、トータルで検討していく必要があると考えている。こうした点については、今後も社会実験を踏まえながら、補正や改善を行いつつ検討を進めていきたい。</p>
○加我会長	<p>元茨木川緑地のリデザインの際にも、私も参画させていただいて議長を務めたが、そのときにも、健康増進で散歩されている方や子どもたちの通学の中で、「歩行者にとって自転車が怖い」という声をよく聞いた。</p> <p>ただ、歩行者も自転車もどちらも重要な移動手段であり、健康という観点からも意義があると考えている。散歩だけでなく、軽く走るといったことも含めて、さまざまな身体活動が健康につながるものであり、自転車利用も同様だと思う。</p> <p>私自身、南大阪の自転車利用が盛んな地域の出身で、堺市などでも同様の取組が行われているが、本市においてもそれぞれの利用者が共存できる空間づくりが重要だと考えている。同一レーンでの完全な共存は難しい面もあるが、適切に空間を共有できるような取組を進めていただきたいと思います。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>また、モビリティの導入等についても非常に好評であったと認識しているが、側道部は本線に比べて交通量が少なく、社会実験を実施しやすい環境だと感じている。今後はパークレット的な活用の可能性も含めて、さらなる展開が期待される。</p> <p>さらに、ストリートデザインガイドラインにおいても、今後の交通量の動向や南北道路の整備状況などを踏まえて、将来的には道路空間の再編や断面構成の見直しも検討されていくのではないかと考えている。そのためにも、社会実験を積み重ねていくことが重要だと思う。市民の理解を得ながら、歩いて楽しい、また自転車で走って楽しいまちを実現することが、ストリートデザインにおいて重要だと思う。</p> <p>最後に一点、事前にも少し話をさせていただいたが、資料 42 ページの「道路空間は地域の魅力向上になると思うか」という設問について、「なると思う」「どちらかというとなると思う」との回答が多く、非常に好評だったと聞いている。</p> <p>一方で、掲載されている写真は笑顔の来訪者が中心であり、いわゆる来場者バイアスがあるのではないかという点についても申し上げたところである。今後は、実際に訪れた方だけでなく、通行された方やロコミなどで関心を持った周辺の方々も含めて、幅広く意見を収集する工夫が必要だと考えている。そのうえで、道路空間の魅力をより多くの方に感じていただき、関わる人、いわゆるファンを増やしていく取組を進めていただきたいと思います。</p>
○加我会長	<p>さて、本日の予定案件はすべて終了した。活発なご意見ご質問等感謝する。本日の意見や質問等を踏まえて取組の向上に努め、市民への啓発をもって、市民と共に進めていただければと思う。以上で、令和 7 年度第 1 回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○藤本係長	<p>委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。次回の景観審議会は未定だが、年1回程度の報告の場を設ける予定である。</p> <p>以上をもって、令和 7 年度第 1 回茨木市景観審議会を閉会する。 (11 時 45 分閉会)</p>